

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令要綱

- 第一 業務方法書の記載事項について定めること。（第一条関係）
- 第二 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画記載事項について定めること。（第二条及び第三条関係）
- 第三 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項並びに各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出について定めること。（第四条から第七条関係）
- 第四 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定めること。（第八条から第十一条関係）
- 第五 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出について定めること。（第十二条及び第十三条関係）
- 第六 区分経理する場合の勘定区分について定めること。（第十四条関係）
- 第七 長期借入金又は債券の償還期間について定めること。（第十五条関係）
- 第八 償還計画及び短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定めること。（第十六条及び第十七条関係）

第九 理事長の任命に当たつて文部科学大臣が定める意見を聴取する者について定めること。（第十八条関係）

第十 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定めること。（第十九条関係）

#### 第十一 附則

1 この省令の施行期日について定めること。（附則第一条関係）

2 業務の特例に係る業務方法書の記載事項について定めること。（附則第二条関係）

3 成立の際の会計処理の特例について定めること。（附則第三条関係）

4 寄附金の経理について定めること。（附則第四条関係）

5 国から承継した国立学校特別会計の積立金等の勘定区分について定めること。（附則第五条関係）